# 山梨労働局 定例記者会見配付資料 <sup>令和4年4月26日(火)</sup>

# 本日の記者発表及び令和4年5月のお知らせ等

## I 本日の記者発表

1	「山梨県の労働市場の動き(令和4年3月分及び令和3年度	担当	職業安定課
	分)」	TEL	. 055-225-2857

○ 有効求人倍率など労働市場の動きなどについて公表します。

2	「令和4年3月新規高等学校卒業者の就職内定状況」	担当	職業安定課
	(令和4年3月末現在)	TEL	. 055-225-2857

○ 県内高等学校卒業者の就職内定者数などについて公表します。

3	「令和4年3月大学等卒業者の就職内定状況」	担当	職業安定課
	(令和4年4月1日現在)	TEL 055-225-2857	

○ 県内大学等卒業者の就職内定者数などについて公表します。

### Ⅱ お知らせ

1	労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が	担当	雇用環境·均等室
Ŀ	中小企業の事業主にも義務化されます。	TI	EL 055-225-2851

○ 内容

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます。(令和4年3月31日までは努力義務)

2	育児・介護休業法改正のポイントのご案内 (令和4年4月1日から3段階で施行)	担当	雇用環境·均等室
(令和4年4月1日から3段階で施行)	TEL 055-225-2851		

○ 内容

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度(出生時育児休業制度)の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

3	雇用調整助成金不正受給の対応を厳格化します。	担当職業対策課	
"		TEL 055-225-2858	

○ 内容

雇用調整金助成金不正受給の対応について捜査機関との連携を強化し、不正が疑われる場合は捜 査機関に相談の上、厳正に対処します。

## Ⅲ 今後の記者発表予定

1	「山梨県の労働市場の動き(令和4年4月分)」	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

○ 公表予定日 令和4年5月31日(火) 午前10時30分から 山梨労働局 1階会議室 有効求人倍率など労働市場の動きなどについて公表します。

2	山梨県内における令和3年の労働災害発生状況(確定値)につ	担当	健康安全課
_	NT THE PERSON OF	TEL	055-225-2855

○ 公表日: 令和4年4月下旬 県政記者クラブへ投げ込み予定

◎ハローワークのイベント情報は山梨労働局ホームページ内の「ハローワークからのお知らせ」に掲載されています。QRコードからアクセスできます。是非ご活用ください。



【次回の「山梨県の労働市場の動き等」公表日 5月31日(火)10:30~】

# | 中小企業の事業主の皆さま/

# 労働施策総合推進法に基づく イダブライタ 「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されます!

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。 中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます(令和4年3月31日までは努力義務)。

# 職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①~③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

## 職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型、該当すると考えられる例

代表的な言動の6つの類型	該当すると考えられる例
1 身体的な攻撃 暴行・傷害	<ul><li>●殴打、足蹴りを行う。</li><li>●相手に物を投げつける。</li></ul>
2 精神的な攻撃 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言	<ul><li>◆人格を否定するような言動を行う。 相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。</li><li>◆業務の遂行に必要な以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行う。</li></ul>
3 人間関係からの切り離し 隔離・仲間外し・無視	● 1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立 させる。
4 過大な要求 業務上明らかに不要なことや 遂行不可能なことの強制・仕事の妨害	●新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応 できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったこと に対し厳しく叱責する。
5 過小な要求 業務上の合理性なく能力や経験と かけ離れた程度の低い仕事を命じること や仕事を与えないこと	<ul><li>●管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。</li><li>●気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。</li></ul>
6 個の侵害 私的なことに過度に立ち入ること	●労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な 個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者 に暴露する。

※個別の事案について、パワハラに該当するのかの判断に際しては、当該言動の目的、言動が行われた経緯や状況等、様々な要素を総合的に考慮することが必要です。

また、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなど、その認識にも配慮しながら、相談者と行為者の双方から丁寧に事実確認を行うことも重要です。



# 「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは?

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです。

事業主の方針等の明確化および周知・啓発	①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等 文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に 対応するために 必要な体制の整備	<ul><li>③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること</li><li>④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること</li></ul>
職場におけるパワハラ に関する事後の 迅速かつ適切な対応	<ul><li>⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること</li><li>⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと</li><li>⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと</li><li>⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること (事実確認ができなかった場合も含む)</li></ul>
併せて講ずべき措置	<ul> <li>⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること</li> <li>⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること</li> <li>※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止されています。</li> </ul>

# 職場におけるパワーハラスメント防止等のための望ましい取り組み

以下の望ましい取り組みについても、積極的な対応をお願いします。

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、 単独ではなく複合的に生じることも想定し、一元的に相談に応じることのできる体制を整備すること
- 職場におけるパワーハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための取り組みを行うこと (コミュニケーションの活性化のための研修や適正な業務目標の設定等)
- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を行う際に、自ら雇用する労働者以外に、 以下の対象者に対しても同様の方針を併せて示すこと
  - ・他の事業主が雇用する労働者 ・就職活動中の学生等の求職者
  - ・労働者以外の者(個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等)
- カスタマーハラスメントに関し以下の取り組みを行うこと
  - ・相談体制の整備
  - ・被害者への配慮のための取り組み (メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)
  - ・被害防止のための取り組み(マニュアルの作成や研修の実施等)

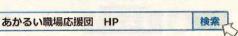
## 職場におけるパワーハラスメント防止措置に関する詳しい情報・お問い合わせ

都道府県労働局雇用環境・均等部(室) https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

社内の体制整備に活用できる情報・資料

- 事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料 厚生労働省のホームページからダウンロードできます。
- ●ポータルサイト「あかるい職場応援団」

職場におけるハラスメント防止のために





# 育児・介護休業法 改正ポイントのご案内 令和4年4月1日から3段階で施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度(出生時育児休業制度、P2参照)の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

## 令和4年4月1日施行

## 1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

#### ● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休 (P2参照) の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

#### ● 妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の 周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①育児休業・産後パパ育休に関する制度 ②育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③育児休業給付に関すること ④労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか
意向確認の方法	注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ。

※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象。

# 2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

就業規則等を見直しましょう

#### 現行

(育児休業の場合)

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了する ことが明らかでない



### 令和4年4月1日~

(1)の要件を撤廃し、(2)のみに

※無期雇用労働者と同様の取り扱い (引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は 労使協定の締結により除外可)

※育児休業給付についても同様に緩和



都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

# 3 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設

4 育児休業の分割取得

就業規則等を見直しましょう

		産後パパ育休(R4.10.1 ~) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1 ~)	育児休業制度 (現行)
	対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	・ 原則子が1歳 (最長2歳)まで
8	申出期限	原則休業の2週間前まで*1	原則 1 か月前まで	原則1か月前まで
	分割取得	分割して <b>2回</b> 取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
	休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲*2で休業中に就業 することが可能	原則就業不可	原則就業不可
	1歳以降の延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
Contract of the Contract of th	1歳以降の再取得		特別な事情がある場合 に限り <b>再取得可能</b> **3	再取得不可

- ※1 雇用環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。
- ※2 具体的な手続きの流れは以下①~④のとおりです。
  - ①労働者が就業してもよい場合は、事業主にその条件を申し出
  - ②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示(候補日等がない場合はその旨)
  - ③労働者が同意
  - ④事業主が通知

なお、就業可能日等には上限があります。

- 休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分
- ●休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満
- 例) 所定労働時間が1日8時間、1週間の所定労働日が5日の労働者が、

休業2週間・休業期間中の所定労働日10日・休業期間中の所定労働時間80時間の場合

⇒就業日数上限5円、就業時間上限40時間、休業開始・終了予定日の就業は8時間未満

休業開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	13日目	休業終了日
4時間	14-	/+	8時間	6時間	/-	休	 /+	6時間
休	1/1	1/1	O [14][8]	休	11/2	4時間	 1/1	休

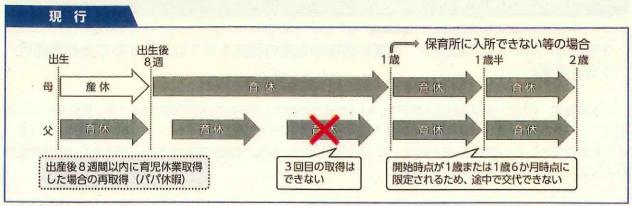
産後パパ育休も育児休業給付(出生時育児休業給付金)の対象です。休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大10日(10日を超える場合は就業している時間数が80時間)以下である場合に、給付の対象となります。 注:上記は28日間の休業を取得した場合の日数・時間。休業日数が28日より短い場合は、その日数に比例して短くなります。

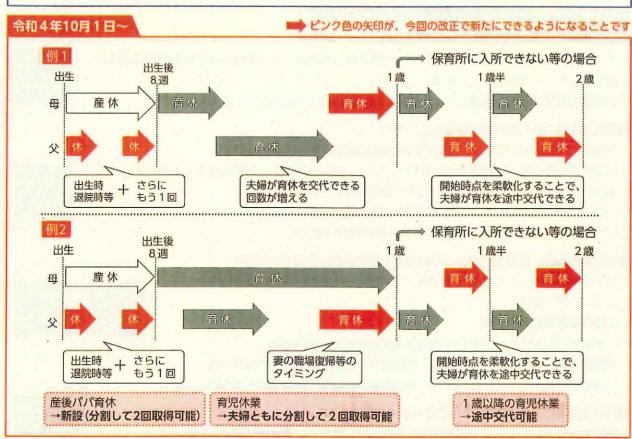
育児休業給付については、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000838696.pdf



## 改正後の働き方・休み方のイメージ(例)





※3 1歳以降の育児休業が、他の子についての産前・産後休業、産後パパ育休、介護休業または新たな育児休業の開始により育児休業が終了した場合で、産休等の対象だった子等が死亡等したときは、再度育児休業を取得できます。

## 育児休業等を理由とする不利益取り扱いの禁止・ハラスメント防止

育児休業等の申し出・取得を理由に、事業主が解雇や退職強要、正社員からパートへの契約変更等の不利益な取り扱いを行うことは禁止されています。今回の改正で、妊娠・出産の申し出をしたこと、産後パパ育休の申し出・取得、産後パパ育休期間中の就業を申し出・同意しなかったこと等を理由とする不利益な取り扱いも禁止されます。また、事業主には、上司や同僚からのハラスメントを防止する措置を講じることが義務付けられています。

#### ●ハラスメントの典型例

- ・育児休業の取得について上司に相談したら「男のくせに育児休業を取るなんてあり得ない」と言われ、取得を 諦めざるを得なかった。
- ・産後パパ育休の取得を周囲に伝えたら、同僚から「迷惑だ。自分なら取得しない。あなたもそうすべき。」と 言われ苦痛に感じた。

## 育児休業取得状況の公表の義務化

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況**を年1回公表することが義務付 けられます。

公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。取得率の算定期 間は、公表を行う日の属する事業年度(会計年度)の直前の事業年度です。インターネット等、一般の方が閲覧で きる方法で公表してください。自社のホームページ等のほか、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援の ひろば」で公表することもおすすめします。

## さらに詳しく知るための情報・イベントなど

#### **■男性の育児休業取得促進セミナーのご案内**

イクメンプロジェクトでは、改正育児・介護休業法も踏まえて、男性の育児休業取得促進等に 関するセミナーを開催しています。

①男性の育児休業取得促進セミナー https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/



1

#### ■両立支援について専門家に相談したい方へ

#### [中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業]

制度整備や育休取得・復帰する社員のサポート、育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお 悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

②中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業 https://ikuji-kaigo.com/ ※令和4年度は「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」となる予定。



#### ■就業規則作成、雇用環境整備、個別周知・意向確認に活用できる素材

厚生労働省では以下の資料をご用意しています。社内用にアレンジする等してご 活用いただけます。

③社内研修用資料、動画

https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/training/

④就業規則、個別周知・意向確認、事例紹介、制度・方針周知ポスター例 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html





4

## ■両立支援のひろば(厚生労働省運営のウェブサイト)

両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取組状況の診断等が行えます。 育児休業取得率の公表も行えるように改修する予定です(令和3年度末予定)。

⑤両立支援のひろば https://ryouritsu.mhlw.go.jp/



# 育児・介護休業法に関するお問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

都道府県	電話番号								
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐 阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千 葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛 知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宫城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大 分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新 潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	Ш□	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京 都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨 城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵 庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈 良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長 野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894	FEM	

受付時間 8時30分~17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

# 雇用調整助成金 不正受給 の対応を 厳格化 します 不正受給は「刑法第246条の詐欺罪」等に問われる可能性があります

事業所名等の 積極的な公表 予告なしの現地調査

- 不正受給した事業所名等を積極的に公表します
- 都道府県労働局が、事前**予告なしの現地調査** (事業所訪問・立入検査\*) を行います
- 不正「指南役」の氏名等も公表の対象となる場合があります

※雇用保険法第79条に基づく検査です。支給決定から5年間は現地調査を 行う場合があります。申請事業主は提出書類の保存が必要です。

返還請求 (ペナルティ付き) ■ 「不正発生日を含む期間以降の全額」+ 「不正受給額の2割相当額」(ペナルティ)+ 「延滞金」の合計額を返還請求します

5年間の 不支給措置

- 雇用調整助成金だけでなく、他の雇用関係助成金も 5年間の不支給措置となります
- 不正受給は、あなたの会社や従業員の生活に深刻な 影響を招きます

捜査機関との 連携強化

- 都道府県労働局は、不正受給対応について **都道府県警察本部との連携を強化**します
- 悪質な場合、捜査機関に対し刑事告発を行います

ご一報 ください 申請事業主の皆さま

- ・申請内容に誤りがあった場合
- ・受給した助成金の返還を希望される場合

従業員の皆さま

・不正受給に関する情報を把握している場合

※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。

※ 連絡先は裏面を参照してください



厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL040303企01

# 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の不正受給に関する通報窓口一覧

都道府県労働局	通 報 先	電話番号
北海道	雇用助成金さっぽろセンター、各ハローワーク	011-788-2294
青森県	職業対策課	017-721-2003
岩手県	職業対策課分室 助成金相談コーナー	019-606-3285
宮城県	職業対策課 助成金部門	022-299-8063
秋田県	職業対策課、各ハローワーク	018-883-0010
山形県	雇用調整助成金事務室	023-666-3614
福島県	職業対策課	024-529-5409
茨城県	職業対策課、各ハローワーク	029-224-6219
栃木県	職業対策課分室(助成金事務センター)、各ハローワーク	028-614-2263
群馬県	職業対策課	027-210-5008
埼玉県	職業対策課、各八ローワーク	048-600-6209
千葉県	職業対策課	043-221-4391
東京都	東京労働局ハローワーク助成金事務センター	03-5909-3122
神奈川県	職業対策課	045-650-2801
新潟県	職業対策課 助成金センター、各八ローワーク	025-278-7181
富山県	職業対策課助成金センター	076-432-9162
石川県	職業対策課、各ハローワーク	076-265-4428
福井県	職業対策課	0776-26-8613
山梨県	職業対策課	055-225-2858
長野県	職業対策課、各八ローワーク	026-226-0866
岐阜県	職業対策課助成金センター	058-263-5650
静岡県	職業対策課 雇用調整助成金センター、各八ローワーク	054-653-6116
愛知県	あいち雇用助成室	052-219-551
三重県	職業対策課 助成金室	059-226-2111
滋賀県	職業対策課	077-526-8686
京都府	雇用調整助成金相談センター	075-256-8339
大阪府	助成金センター	06-7669-8900
兵庫県	ハローワーク助成金デスク	078-221-5440
奈良県	職業対策課助成金センター	0742-35-6336
和歌山県	職業対策課	073-488-1161
鳥取県	職業対策課、各八ローワーク	0857-29-1708
島根県	職業対策課	0852-20-7020
岡山県	職業対策課 助成金事務室	086-238-5301
	職業対策課	082-502-7832
広島県	職業対策課	083-995-0383
	職業対策課、各八ローワーク	088-611-5387
徳島県	助成金センター	088-622-8609
香川県	職業対策課	087-811-8923
愛媛県	職業対策課分室(助成金センター)	089-987-6370
高知県	職業対策課	088-885-6052
福岡県	福岡助成金センター 雇用調整助成金分室	092-402-0537
	a product or commence of the second s	0952-32-7217
佐賀県	職業対策課	0952-32-7173
長崎県	職業対策課	095-801-0042
熊本県	職業対策課	096-211-1704
大分県	大分助成金センター	097-535-2100
宮崎県	宮崎労働局 助成金センター	0985-62-3125
鹿児島県	職業対策課	099-219-5101
沖縄県	職業対策課	098-868-3701

山梨労働局発表 令和 4年 4月 26 日

職業安定部職業安定課

職業安定課長 Ш 地方労働市場情報官

055-225-2857 (内線 **402 · 407**)

# 山梨県の労働市場の動き(令和4年3月分)

〇有効求人倍率(季節調整値)は1.33倍で、前月に比べて0.01ポイント上昇。 〇新規求人倍率(季節調整値)は2.10倍で、前月に比べて0.10ポイント上昇。 〇正社員有効求人倍率は0.91倍で、前年同月に比べて0.15ポイント上昇。

○厚生労働省 山梨労働局では、県内の公共職業安定所(ハローワーク)における求人、求職、就職の状況 をとりまとめ、求人倍率などの指標を作成し、「山梨県の労働市場の動き」として毎月公表しています。

一般職業紹介状況をみると、有効求人(季節調整値)は17,245人となり、前月に比べ3.0%(498人)増加 し、有効求職者(同値)は12,976人で前月に比べ1.9%(248人)増加しました。

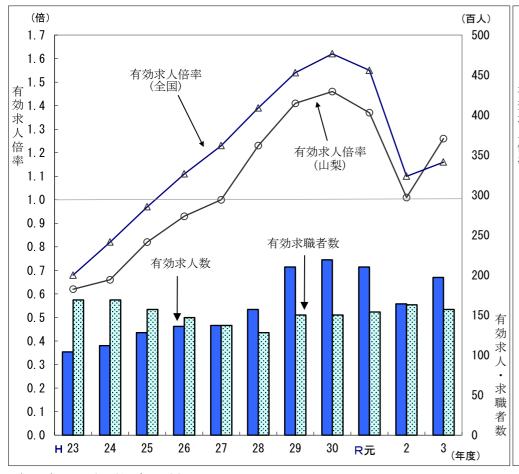
新規求人(原数値)は7,110人となり、前年同月と比較すると9.4%(609人)増加しました。

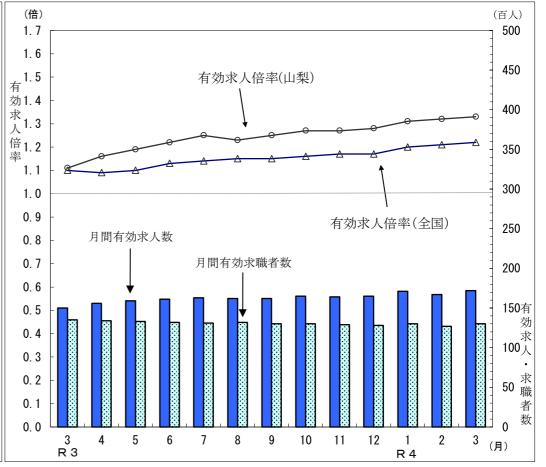
これを主な産業別でみると、製造業39.0%(339人)、情報通信業93.3%(42人)、運輸業,郵便業29.2% (64人)、卸売業, 小売業5.9%(36人)、学術研究, 専門・技術サービス業14.0%(12人)、生活関連サービス業, 娯楽業14.3%(39人)、医療,福祉1.4%(21人)、サービス業12.5%(127人)は増加となりました。一方、建設業 ▲8.1%(44人)、宿泊業,飲食サービス業▲2.2%(12人)、教育,学習支援業▲5.5%(12人)は減少しました。

(※35~参照)

新規求職者(原数値)は3,419人となり、前年同月と比較すると1.0%(35人)増加しました。雇用形態別で みると、常用(パートを除く)は1,991人で▲2.1%(43人)減少しました。また、離職者のうち事業主都合離 職者は185人▲23.6%(57人)減少し、自己都合離職者は681人で0.4%(3人)増加しました。

(※2-1, 45)参照)





<u>有効</u> :	有効求人倍率(年度平均)														
年	平成								令和						
度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3				
県	0.62	0.66	0.82	0.93	1.00	1.23	1.41	1.46	1.37	1.01	1.26				
全国	0.68	0.82	0.97	1.11	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16				
(沙) 1		÷ ₩ 1.02	上上啦	<b>士</b> なりァ 上より	ナフレゼ	ジナコ ハコ ヽ		<b>比1</b> 1 +	ナルのー	F 1 */->	.=1 +				

- 有効求人倍率(季節調整値) R 3 R 4 3 月 3 9 10 12 1 5 11 1.11 | 1.16 | 1.19 | 1.22 | 1.25 | 1.23 | 1.25 | 1.27 | 1.27 | 1.28 | 1.31 | 1.32 | 1.331.10|1.09|1.10|1.13|1.14|1.15|1.15|1.16|1.17|1.17|1.20|1.21|1.22玉
- (注)1. 求人倍率とは、求職者に対する比率をいい、求職者1人あたりの求人数を示します。
  - 2. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。
  - 3. 文中の産業分類は、平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づくものです。
  - 4. ▲は減少である。
  - 5.ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者が ハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

# 一般職業紹介状況 (パートを含み 学卒を除く)

(注		ンサス局法 II (X−12−ARIMA)に。 ターネットサービスの機能拡充に					इं इं 。		(P:ポイント)
		年 月				対前	前 月	対 前 年	下 同 月
項	目		4年3月	4年2月 (前月)	3年3月 (前年同月)	増減率(%)	差(人、P)	増減率(%)	差(人、P)
1	月間有効求耶	識者数(人)	13, 775	13, 025	14, 424	_	_	<b>▲</b> 4.5	<b>▲</b> 649
		季節調整値	12, 976	12, 728	13, 497	1.9	248	_	_
2	新規求職申記	込件数(件)	3, 419	2, 980	3, 384	_	_	1.0	35
		季節調整値	3, 136	2, 702	2, 916	16. 1	434	_	_
3	月間有効求力	人数(人)	18, 545	17, 762	16, 228	_	_	14. 3	2, 317
		季節調整値	17, 245	16, 747	14, 965	3. 0	498	_	
4	新規求人数(	(人)	7, 110	5, 878	6, 501	-	-	9. 4	609
		季節調整値	6, 579	5, 406	5, 770	21. 7	1, 173	_	_
5	就職件数(件	2)	1, 541	981	1, 533	_	-	0.5	8
6	紹介件数(件	3)	3, 909	3, 467	4, 517	-	_	▲ 13.5	▲ 608
7	有効求人倍率	率(3/1)(倍)	1. 35	1. 36	1. 13	-	_	-	0. 22
		季節調整値	1. 33	1. 32	1. 11	-	0. 01	-	1
8	新規求人倍率	率(4/2)(倍)	2.08	1. 97	1. 92	-	_	-	0. 16
		季節調整値	2. 10	2. 00	1. 98	-	0. 10	_	_
9	就職率(%)	新規 (5/2*100)	45. 1	32.9	45.3	-	_	-	▲ 0.2
10	充足率(%)	新規 (5/4*100)	21. 7	16. 7	23. 6	-	_	-	<b>▲</b> 1.9

# ※用語の説明

1欄、月間有効求職者数とは、

<sup>「</sup>前月末日現在において求職申し込みの有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいいます。

<sup>2</sup>欄、新規求職申込件数とは、公共職業安定所でその月のうちに新たに受け付けた求職申込件数をいいます。

<sup>3</sup>欄、月間有効求人数とは、、「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいいます。

<sup>4</sup>欄、新規求人数とは、公共職業安定所でその月に受け付けた求人数(採用予定人員)をいいます。

<sup>5</sup>欄、就職件数とは、有効求職者が自安定所の紹介あっ旋により就職した件数をいいます。したがって自己就職、縁故就職等は除かれます。

<sup>9</sup>欄、就職率は、求職者のうち就職した件数の割合をいいます。「就職件数/新規求職申込件数×100」

<sup>10</sup>欄、充足率は、求人数のうち充足された求人数の割合をいいます。「就職件数/新規求人数×100」

<sup>※▲</sup>は減少である。

# 正社員の職業紹介状況

			正社員			新	規求職者数	文			新	規求人数	 数			į	就職件数	Ţ			就職率	
	全体の 有効求人							構用	<b></b>				構成	<b></b>				構成	龙比	(就職件	数/新規求職	者数)%
年月	イガスへ 倍率 (季節調整値)	有効 求人倍率	有効 求職者数	有効 求人数	合計	正社員	非正社員	正社員	非正社員	合計	正社員	非正社員	正社員	非正社員	合計	正社員	非正社員	正社員	非正社員	合計	正社員	非正社員
令和3年 3月	1.11	0.76	8,636	6,554	3,384	2,034	1,350	60.1	39.9	6,501	2,601	3,900	40.0	60.0	1,533	444	1,089	29.0	71.0	45.3	21.8	80.7
4月	1.16	0.75	8,410	6,314	3,776	2,125	1,651	56.3	43.7	5,156	1,951	3,205	37.8	62.2	1,136	373	763	32.8	67.2	30.1	17.6	46.2
5月	1.19	0.75	8,016	6,038	2,753	1,620	1,133	58.8	41.2	5,183	1,811	3,372	34.9	65.1	897	305	592	34.0	66.0	32.6	18.8	52.3
6月	1.22	0.79	7,854	6,172	2,620	1,665	955	63.5	36.5	6,274	2,573	3,701	41.0	59.0	1,081	364	717	33.7	66.3	41.3	21.9	75.1
7月	1.25	0.85	7,526	6,386	2,634	1,583	1,051	60.1	39.9	5,435	2,162	3,273	39.8	60.2	853	296	557	34.7	65.3	32.4	18.7	53.0
8月	1.23	0.86	7,509	6,475	2,634	1,673	961	63.5	36.5	4,913	1,934	2,979	39.4	60.6	781	333	448	42.6	57.4	29.7	19.9	46.6
9月	1.25	0.90	7,500	6,743	2,782	1,705	1,077	61.3	38.7	6,166	2,823	3,343	45.8	54.2	878	329	549	37.5	62.5	31.6	19.3	51.0
10月	1.27	0.92	7,644	7,019	3,065	1,828	1,237	59.6	40.4	6,176	2,400	3,776	38.9	61.1	943	340	603	36.1	63.9	30.8	18.6	48.7
11月	1.27	0.95	7,497	7,150	2,721	1,645	1,076	60.5	39.5	5,433	2,154	3,279	39.6	60.4	939	360	579	38.3	61.7	34.5	21.9	53.8
12月	1.28	0.99	7,205	7,101	2,252	1,421	831	63.1	36.9	6,052	2,722	3,330	45.0	55.0	826	328	498	39.7	60.3	36.7	23.1	59.9
令和4年 1月	1.31	0.95	7,497	7,127	3,386	2,011	1,375	59.4	40.6	6,664	2,457	4,207	36.9	63.1	753	296	457	39.3	60.7	22.2	14.7	33.2
2月	1.32	0.93	7,755	7,197	2,980	1,854	1,126	62.2	37.8	5,878	2,210	3,668	37.6	62.4	981	337	644	34.4	65.6	32.9	18.2	57.2
3月	1.33	0.91	8,095	7,387	3,419	1,991	1,428	58.2	41.8	7,110	2,869	4,241	40.4	59.6	1,541	426	1,115	27.6	72.4	45.1	21.4	78.1
前年同月比 (率•差)	0.22	0.15	<b>▲</b> 6.3	12.7	1.0	<b>▲</b> 2.1	5.8	▲ 1.9	1.9	9.4	10.3	8.7	0.4	▲ 0.4	0.5	<b>▲</b> 4.1	2.4	▲ 1.4	1.4	▲ 0.2	▲ 0.4	<b>▲</b> 2.6

<sup>(</sup>注) 1. 正社員有効求人倍率は、正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数(パートタイムを除く常用)となります。 なお、常用フルタイム有効求職者には、フルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となります。 2. 「非正社員」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等の、正社員・正職員でない者であります。

<sup>3.</sup> 全体の有効求人倍率は季節調整値となり、その他はすべて実数値となります。

<sup>4.</sup> 求職者数、求人数、就職件数については前年同月比(%)となり、有効求人倍率、構成比、就職率については前年同月差(ポイント)となります。

<sup>5.</sup> 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。(なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。)

<sup>6. ▲</sup>は減少である。

<sup>7.</sup> ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

# 産業別新規求人数の推移

■令和4年3月の新規求人数(原数値)は7,110人となり、前年同月比でみると、9.4%(609人)増加となりました。 主な産業別でみると、同比で製造業、情報通信業、運輸業,郵便業、卸売業,小売業、学術研究,専門・技術サービス業、 生活関連サービス業,娯楽業、医療,福祉、サービス業は増加となりました。一方、建設業、宿泊業,飲食サービス業、 教育,学習支援業は減少しました。

また、県内の主要産業である製造業においては同比39.0%(339人)増加となりました。その中で主力の食料品製造業78.6%(110人)、はん用機械器具製造業117.4%(54人)、生産用機械器具製造業24.7%(18人)、業務用機械器具製造業91.7%(33人)、電子部品・デバイス・電子回路製造業61.4%(27人)、電気機械器具製造業88.4%(61人)は増加となりましたが、金属製品製造業▲6.9%(4人)、輸送用機械器具製造業▲23.5%(16人)は減少しました。

並周表面表担未▲0.9%(4人)、輔达用機械奋具表担未▲23	5.5%(10人/14)減少	U\$U/2°		
項目	人(全数)	前年同月数	対前年同月	前年同月
産業名	R4.3	( R3.3 )	増減率(%)	差(人)
A,B 農,林,漁業(01~04)	116	( 131 )	<b>▲</b> 11.5	<b>▲</b> 15
C 鉱業,採石業,砂利採取業(05)	3	(2)	50.0	1
D 建設業(06~08)	501	(545)	▲ 8.1	<b>▲</b> 44
(06 総合工事業)	280	( 339)	<b>▲</b> 17.4	<b>▲</b> 59
E 製造業(09~32)	1,208	( 869)	39.0	339
09 食料品製造業	250	( 140 )	78.6	110
10 飲料・たばこ・飼料製造業	51	( 41 )	24.4	10
11 繊維工業	14	( 20)	▲ 30.0	<b></b> 6
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	10	( 8)	25.0	2
13 家具·装備品製造業	10	( 6)	66.7	4
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	19	( 28 )	▲ 32.1	<b>A</b> 9
15 印刷•同関連業	8	( 12 )	<b>▲</b> 33.3	<u> </u>
16 化学工業	22	( 17)	29.4	5
17 石油製品·石炭製品製造業	0	(0)	_	0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	58	( 53)	9.4	5
19 ゴム製品製造業	4	( 0 )	_	4
21 窯業·土石製品製造業	38	( 15)	153.3	23
22 鉄鋼業	26	( 15)	73.3	11
23 非鉄金属製造業	19	( 34 )	<b>▲</b> 44.1	<u>▲ 15</u>
24 金属製品製造業	54	( 58)	<b>▲</b> 6.9	<u> </u>
25 はん用機械器具製造業	100	( 46)	117.4	54
26 生産用機械器具製造業	91	(73)	24.7	18
27 業務用機械器具製造業	69	( 36)	91.7	33
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	71	( 44 )	61.4	27
29 電気機械器具製造業	130	( 69 )	88.4	61
30 情報通信機械器具製造業	35	( 23 )	52.2	12
31 輸送用機械器具製造業	52	( 68 )	<u>▲ 23.5</u>	<u> 16</u>
20,32 その他の製造業	77	( 63 )	22.2	14
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)	0	( 2 )	▲ 100.0	<u> </u>
G 情報通信業(37~41)	87	( 45)	93.3	42
H 運輸業,郵便業(42~49)	283	( 219 )	29.2	64
I 卸売業,小売業(50~61) J 金融業,保険業(62~67)	645 18	( 609 ) ( 25 )	5.9 ▲ 28.0	36 ▲ 7
K 不動産業,物品賃貸業(68~70)	98	$\begin{pmatrix} 25 \end{pmatrix}$	32.4	24
L 学術研究,専門・技術サービス業(71~74)	98	(86)	14.0	12
M 宿泊業,飲食サービス業(75~77)	535	( 547)	<b>▲</b> 2.2	<u> </u>
N 生活関連サービス業,娯楽業(78~80)	311	(272)	14.3	${39}$
O 教育,学習支援業(81,82)	207	(219)	<b>▲</b> 5.5	<u> </u>
P 医療,福祉(83~85)	1,542	(1,521)	1.4	21
Q 複合サービス事業(86,87)	56	(30)	86.7	26
R サービス業(他に分類されないもの)(88~96)	1,145	( 1,018 )	12.5	127
S.T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97,98,99)	257	(287)	<b>▲</b> 10.5	<b>▲</b> 30
合 計	7,110	( 6,501 )	9.4	609
29人以下	4,604	(4,204)	9.5	400
30~99人				95
	1,739	(1,644)	5.8	
100~299人 200~400人	487	( 519 )	<b>▲</b> 6.2	<u>▲ 32</u>
300~499人	70	( 48 )	45.8	22
500~999人	181	( 36 )	402.8	145
1,000人以上	29	( 50)	<b>▲</b> 42.0	<b>▲</b> 21

(注) ① 新規学卒者を除きパートタイムを含みます。

② 平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したものです。

③ ▲は減少です。

<sup>◇</sup>事業所規模別の状況をみると、29人以下(64.8%)、30~99人(24.5%)、100~299人(6.8%)、300~499人(1.0%)、500~999人(2.5%)、1,000人以上(0.4%)です。
3

# 求職の動向

■令和4年3月の新規求職者数(パートタイム及び臨時・季節を含む全数)は3,419人(原数値)となり、前年同月比で1.0%(35人)増加しました。(※2-1分参照)

これを臨時・季節を除いた新規求職者数(含パート)でみると、前年同月比(原数値)で0.5%(17人)増の3,378人となりました。

そのうち、在職者(パートを除く)については10.3%(90人)増の963人となり、離職者(パートを除く)においては▲6.3%(62人)減の919人となりました。

離職者のうち、事業主都合離職者(パートを除く)は▲23.6%(57人)減の185人となり、自己都合離職者(パートを除く)は0.4%(3人)増の681人となりました。

新規求職者数(パートを除く)を年齢別に前年同月比でみると、44歳以下は2.3%(26人)増の1,158人となり、45歳以上は▲7.6%(69人)減の833人となりました。

【前年同月比(%)、人】

項目	新規求聯	職者(含パ	ペート)					新規求職者(パートを除く)						
	計	パートを	除く											
		計	在職者	離職者			無業者	44歳以下		45歳以上	•			
年度別 月別					事業主都 合	自 君 合						45歳以上 の構成比	55歳 以上	65歳 以上
H26年度	▲ 3.5	▲ 5.2	3.6	▲ 8.6	<b>▲</b> 13.0	▲ 5.4	▲ 16.5	<b>▲</b> 7.1 (	18,909)	▲ 1.7 (	10,371 )	35.4	<b>▲</b> 6.8	13.0
H27年度	▲ 6.2	<b>▲</b> 6.4	▲ 3.5	▲ 5.9	<b>▲</b> 12.8	▲ 2.5	▲ 22.3	▲ 6.5 (	17,685)	▲ 6.4 (	9,707)	35.4	▲ 6.4	▲ 2.8
H28年度	<b>▲</b> 4.9	<b>▲</b> 7.6	0.9	▲ 12.3	▲ 20.0	<b>▲</b> 9.2	▲ 17.1	▲ 8.4 (	16,207)	▲ 6.1 (	9,115)	36.0	▲ 3.5	8.9
H29年度	<b>▲</b> 4.0	▲ 5.5	0.8	▲ 10.0	▲ 18.1	<b>▲</b> 6.4	▲ 10.3	<b>▲</b> 7.1 (	15,064)	▲ 2.7 (	8,865)	37.0	▲ 3.2	▲ 2.9
H30年度	▲ 1.3	▲ 2.9	▲ 5.8	0.6	<b>▲</b> 4.6	2.1	▲ 10.1	<b>▲</b> 7.3 (	13,961)	4.6 (	9,269)	39.9	10.1	23.7
R元年度	0.6	▲ 2.7	▲ 5.7	▲ 1.1	2.3	▲ 2.9	7.2	<b>▲</b> 7.1 (	12,970)	4.0 (	9,640)	42.6	11.2	29.0
R2年度	▲ 3.1	▲ 2.3	▲ 11.3	0.0	26.5	<b>▲</b> 9.0	38.8	<b>▲</b> 5.2 (	12,301)	1.5 (	9,782)	44.3	2.6	<b>▲</b> 9.8
R3年度	▲ 2.9	<b>▲</b> 4.4	4.5	<b>▲</b> 6.5	▲ 30.4	4.2	▲ 29.8	<b>▲</b> 2.1 (	12,039)	<b>▲</b> 7.2 (	9,082)	43.0	▲ 6.2	5.1
R3. 3	3.5	0.7	2.0	3.4	▲ 2.4	5.4	<b>▲</b> 16.3	▲ 2.5 (	1,132 )	5.0 (	902)	44.3	11.2	28.1
Ko. S	3,361	2,034	873	981	242	678	180	-	-	-	-	-	465	114
4	7.3	<b>▲</b> 1.3	<b>▲</b> 4.5	1.2	<b>▲</b> 7.9	6.2	▲ 8.8	4.0 (	1,125 )	▲ 6.7 (	1,000 )	47.1	▲ 5.1	39.2
5	4.6	▲ 0.1	22.4	<b>▲</b> 9.4	<b>▲</b> 44.2	11.8	▲ 14.4	8.5 (	936)	<b>▲</b> 9.8 (	684)	42.2	<b>▲</b> 14.5	<b>▲</b> 4.8
6	<b>▲</b> 16.3	▲ 13.2	4.4	<b>▲</b> 17.7	<b>▲</b> 41.9	<b>▲</b> 6.7	<b>▲</b> 48.3	<b>▲</b> 9.7 (	966)	<b>1</b> 7.7 (	699)	42.0	▲ 20.6	▲ 15.9
7	▲ 12.7	▲ 16.1	▲ 5.2	▲ 23.0	<b>▲</b> 46.7	▲ 11.5	▲ 16.5	<b>1</b> 4.1 (	904)	▲ 18.6 (	679)	42.9	▲ 11.1	<b>4</b> .0
8	▲ 0.6	0.5	14.6	<b>▲</b> 3.5	<b>▲</b> 34.0	6.6	▲ 33.3	▲ 1.7 (	960)	3.8 (	713 )	42.6	16.5	21.9
9	<b>▲</b> 4.4	▲ 3.9	1.8	<b>▲</b> 2.6	▲ 23.2	3.5	▲ 31.2	▲ 3.4 (	991)	<b>4</b> .7 (	714)	41.9	6.2	22.1
10	<b>▲</b> 6.3	<b>▲</b> 9.4	▲ 5.3	▲ 8.2	<b>▲</b> 41.2	5.7	▲ 33.3	▲ 8.2 (	1,101 )	<b>1</b> 1.1 (	727)	39.8	<b>▲</b> 7.0	▲ 12.2
11	5.5	4.1	7.7	2.3	▲ 39.9	21.5	<b>▲</b> 1.5	10.5 (	980)	<b>4.0</b> (	665)	40.4	<b>▲</b> 5.4	17.8
12	▲ 2.0	0.3	11.6	▲ 2.3	▲ 23.1	6.2	<b>▲</b> 46.5	3.8 (	789)	▲ 3.8 (	632)	44.5	▲ 10.4	11.3
R4. 1	2.7	1.5	12.4	<b>▲</b> 2.4	▲ 11.2	3.6	▲ 31.3	<b>▲</b> 4.5 (	1,078 )	9.5 (	933 )	46.4	2.9	6.8
2	▲ 11.0	▲ 8.9	<b>▲</b> 7.4	▲ 3.1	▲ 29.4	8.3	<b>▲</b> 46.6	<b>▲</b> 6.5 (	1,051)	<b>1</b> 1.9 (	803)	43.3	<b>▲</b> 14.0	<b>▲</b> 9.0
۷	2,950	1,854	890	870	180	628	94	-	-	-	-	-	410	91
R4. 3	0.5	▲ 2.1	10.3	<b>▲</b> 6.3	▲ 23.6	0.4	▲ 39.4	2.3 (	1,158)	<b>▲</b> 7.6 (	833 )	41.8	▲ 5.8	▲ 0.9
	3,378	1,991	963	919	185	681	109	-	-	-	-	-	438	113
前年同月差	17	<b>4</b> 3	90	<b>▲</b> 62	▲ 57	3	<b>▲</b> 71	-	26	-	<b>▲</b> 69	-	<b>▲</b> 27	<b>1</b>

(注) 1. 新規求職申込みをした求職者「常用:原数値」のみの数を計上してあります。

- 2. ( ) 内は原数値。
- 3. 各月欄は、対前年同月増減比を表示。最新月、前月及び最新月の前年同月の下欄は原数値。
- 4. ▲は、減少である。
- ※1.「常用」とは、雇用契約において雇用期間の定めのない場合、または4ヶ月以上の雇用期間が定められている場合をいいます。
- ※2.「無業者」とは、離職後1年を超える者、家事・育児従業者、学卒未就職者等をいいます。
- 5. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

# 職業別求職・求人の状況

管理的職業、専門的・技術的職業(主に看護師、薬剤師、建築・土木技術者等)、販売の職業、 サービスの職業、保安の職業(警備員、交通誘導員等)、生産工程の職業、輸送・機械運転の職業、

建設・採掘の職業について、有効求人倍率は1倍以上となりました。 一方、他の職業においては有効求人倍率が1倍を割っています。特に事務的職業において有効求人倍率 が低くなっています。

#### 令和4年3月

		項 目		有効求職		<del>/</del> *! -	有効求人
	職	業別	計	男	女	有効求人	倍 率
	合	<b>=</b>	8, 095	4, 602	3, 485	9, 224	1. 14
	A	管理的職業	32	29	3	43	1. 34
	В	専門的・技術的職業	1,017	513	504	2,007	1. 97
	С	事務的職業	1, 971	557	1, 412	883	0.45
実	D	販売の職業	394	244	148	649	1. 65
	Е	サービスの職業	841	368	473	1, 545	1.84
	F	保安の職業	27	26	1	231	8. 56
数	G	農林漁業の職業	204	152	52	109	
(人)	Н	生産工程の職業	1, 138	839	298	1, 947	
	Ι	輸送・機械運転の職業	286	276	10	543	1. 90
	J	建設・採掘の職業	149	148	1	749	5. 03
	K	運搬・清掃・包装等の職業	560	437	121	518	0. 93
	分数	類不能	1, 476	1, 013	462	0	0.00
	合		100.0	100.0	100.0	100.0	
	A	管理的職業	0.4	0.6	0.1	0. 5	-
構	В	専門的・技術的職業	12.6	11. 1	14. 5	21.8	_
	С	事務的職業	24. 3	12. 1	40.5	9. 6	_
	D	販売の職業	4. 9	5. 3	4. 2	7. 0	_
成	Е	サービスの職業	10. 4	8.0	13. 6	16. 7	_
	F	保安の職業	0.3	0.6	0.0	2. 5	_
	G	農林漁業の職業	2. 5	3. 3	1.5	1. 2	-
	Н	生産工程の職業	14. 1	18. 2	8.6	21. 1	-
(%)	Ι	輸送・機械運転の職業	3. 5	6.0	0.3	5. 9	_
	J	建設・採掘の職業	1.8	3. 2	0.0	8. 1	_
	K	運搬・清掃・包装等の職業	6.9	9. 5	3. 5	5. 6	_
	分	類不能	18. 2	22.0	13.3	0.0	_

<sup>(</sup>注) ① 「常用」の原数値(パート及び臨時・季節を除く)です。

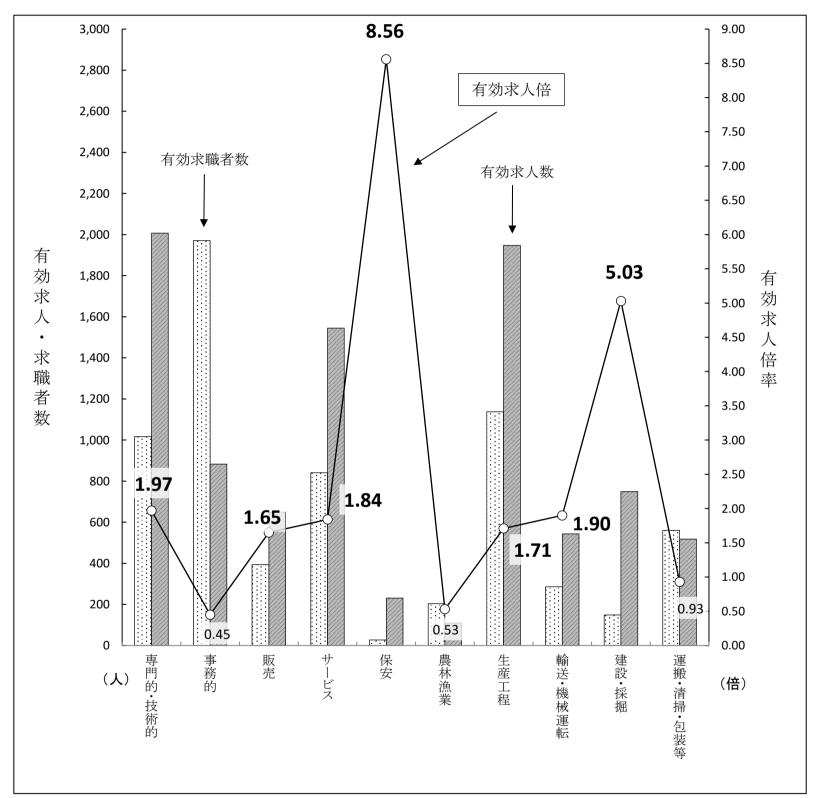
用語解説: 専門的・技術的職業;「高度の専門的水準において、科学的知識を応用し、技術的な業務に従事するもの及び医療・法律・教育・宗教・芸術・その他専門的性質の業務に従事するもの」をいう。

② 求職申込書における「性別」欄の記載が任意となっていることから、男女別の合計は全体の値と 一致しない場合もあります。

③ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、 1頁の注5を参照。

# 職業別求人・求職バランスシート

# 令和4年3月



職業	専門的・ 技術的	事務的	販売	サービス	保安	農林漁業	生産工程	輸送• 機械運転	建設·採掘	運搬•清 掃•包装等	合計
有効求人数	2,007	883	649	1,545	231	109	1,947	543	749	518	9,224
有効求職者数	1,017	1,971	394	841	27	204	1,138	286	149	560	8,095
有効求人倍率	1.97	0.45	1.65	1.84	8.56	0.53	1.71	1.90	5.03	0.93	1.14

(注)

- ①「常用」の原数値(パート及び臨時・季節を除く)です。
- ② [職業]の合計欄には、[管理的職業]、[分類不能]を含みます。
- ③ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

#### 慗 備 状 \_\_\_ 況

令和3年度

【前年(同月)比】(件、人、%)

			合	計			内言	尺		共	見模り	引(件数	ζ)	中高
	項目	件 数	対前年 増減率	人員	対前年 増減率	人員 件数	整理人員	倒 件数	産人員	29人 以下	30~ 99人	100~ 499人	500人 以上	年 齢 者 数
平	 成26年度	48 (	<u>▶</u> 23.8 )	1,701 (	74.8 )		1,492	<u> </u>	209	22	9	11	6	1,134
平	成27年度	50 (	4.2 )	968 (	<b>▲</b> 43.1 )	37	490	13	478	27	15	8	0	486
平	成28年度	30 (	<b>▲</b> 40.0 )	497 (	<b>▲</b> 48.7 )	26	366	4	131	19	7	3	1	256
	成29年度	27 (	<b>▲</b> 10.0 )	767 (	54.3)	24	574	3	193	17	5	3	2	520
	成30年度	23 (	<b>▲</b> 14.8 )		<b>▲</b> 41.9 )	19	394	4	52	10	8	3	2	276
	和元年度	36 (	56.5)		10.8)	34	458	2	36	29	5	2	0	340
	和2年度	74 (	105.6 )		135.4)	72		2	72	38	20	16	1	795
	和3年度		•	·			•							
. TJ	4月	31 (	▲ 58.1 )		<b>▲</b> 59.2 )	28	430	3 0	45 0	19	2	3 1	0	309
	5月	6 (	100.0 ) 750.0 )	•	297.5 ) 304.1 )	6 15	159 126	2	72	3 11	4	2	0	116 121
	6月	17 ( 9 (	125.0 )	•	341.4 )	9	128	0	0	6	2	1	0	69
令	7月	5 (	400.0 )	•	238.9 )	5	61	0	0	3	0	2	0	32
和	8月	3 (	50.0 )	·	100.0 )	3	32	0	0	3	0	0	0	28
2	9月	5 (	150.0 )	88 (	252.0 )	5	88	0	0	0	2	3	0	79
年	10月	6 (	200.0 )	·	234.5 )	6	97	0	0	2	3	1	0	66
<sup>'</sup>  度	11月	6 (	50.0 )		229.5 )	6	145	0	0	2	2	2	0	103
	12月	3 (	50.0 )	27 (	28.6 )	3	27	0	0	1	1	1	0	18
	1月	3 (	<b>▲</b> 57.1 )	65 (	<b>▲</b> 44.4 )	3	65	0	0	2	1	0	0	45
	2月	8 (	166.7)	•	108.1)	8	129	0	0	5	1	2	0	90
	3月	3 (	<b>▲</b> 25.0 )		<b>▲</b> 22.7 )	3	34	0	0	0	2	1	0	28
	4月	2 (	<b>▲</b> 66.7 )	21 (	▲ 86.8 )	2	21	0	0	2	0	0	0	11
	5月	2 (	▲ 88.2 )	26 (	▲ 86.9)	2	26	0	0	2	0	0	0	18
	6月	3 (	<b>▲</b> 66.7 )	60 (	<b>▲</b> 53.1 )	2	49	1	11	2	0	1	0	50
令	7月	3 (	<b>▲</b> 40.0 )	36 (	<b>▲</b> 41.0 )	2	22	1	14	2	1	0	0	22
和	8月	3 (	0.0 )	35 (	9.4 )	3	35	0	0	2	0	0	1	29
3	9月	4 (	<b>▲</b> 20.0 )	42 (	<b>▲</b> 52.3 )	3	22	1	20	2	2	0	0	28
年	10月	2 (	<b>▲</b> 66.7 )	16 (	▲ 83.5)	2	16	0	0	2	0	0	0	15
度	11月	5 (	<b>▲</b> 16.7 )	91 (	<b>▲</b> 37.2 )	5	91	0	0	2	2	1	0	47
	12月	2 (	<b>▲</b> 33.3 )	25 (	<b>▲</b> 7.4 )	2	25	0	0	2	0	0	0	5
	1月	0 (	- )	0 (	- )	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2月	4 (	<b>▲</b> 50.0 )	110 (	<b>▲</b> 14.7 )	4	110	0	0	1	2	1	0	74
	3月	1 (	▲ 66.7)	13 (	<b>▲</b> 61.8 )	1	13	0	0	0	1	0	0	10

<sup>(</sup>注) 県内の公共職業安定所を通じて、5人以上の解雇・雇止めについて事業所からの任意の届出により把握した状況です。 企業整備が複数月に亘って実施される場合は、開始月に一括して計上しています。

<sup>※▲</sup>は、減少である。 ※(-)は前年同月の数値が「0」のため計算不可。
※令和3年度の数値は、令和4年3月迄の合計であり、「対前年増減率」の数値は、令和2年度との比較。

<sup>※</sup>届出の状況により数値が変更となる場合があります。

<sup>◆</sup>企業整備状況を前年同月差でみると、件数は2件(66.7%)減少、企業整備人員は21人(61.8%)減少となりました。企業整備人員13人のうち、男性が6人(46.2%)、女性が7人(53.8%)です。 年齢構成では、45歳以上の中高年齢者層は10人(76.9%)です。

# \_雇用保険関係主要指標(適用関係)

山梨労働局職業安定部職業安定課

$\overline{}$	+ <del>=</del> =			0		0		I,		l <sub>-</sub>		I <sub>a</sub>		-			献美女正部順	
`	項目		\1/.1	2		3		4	No.	5		6		7		▶ 務 組 〔	↑ 委 託 状  -	况
		適用事業所	<b>小数</b>	被保険者数		資格取得者	数	資格喪失者		4のうち		離職票		事務組			9	
1.		r								解雇者数		交付枚数		合 数	事業所数		被保険者数	
年	度	12.270	対前年増減率	100.011	対前年増減率	20.442	対前年増減率	25 4 4 7	対前年増減率	2.020	対前年増減率	22.410	対前年増減率	01	4.042	対前年増減率	27.407	対前年増減率
	25年度		0.8	199,811	1.3		4.2	35,147	<b>▲</b> 3.8	3,029	<b>▲</b> 29.1	23,410	<b>▲</b> 6.9		4,843		27,107	3.3
	26年度		1.5	202,838	1.5 1.7	·	5.6	· ·	4.5	4,048	33.6		2.4	1	4,925	1.7 1.8	28,256 28,920	
	27年度 28年度		1.3 1.8	206,284	2.9	39,873	▲ 1.0 1.6		<b>▲</b> 2.8	2,828	▲ 30.1 ▲ 21.9	23,129	<b>▲</b> 3.6 <b>▲</b> 3.1	80	5,012			2.3 3.2
	2 9 年度		1.6	212,205 217,769	2.9	40,511 41,584	2.6	34,458 35,548	<b>▲</b> 3.5 3.2	2,210 2,158	▲ 21.9 ▲ 2.4		<b>▲</b> 0.0		5,065 5,161	1.1	29,833 30,649	2.7
	30年度		0.5	217,709	2.0 1.6		2.0 ▲ 1.1	37,462	5.2 5.4	2,130	0.9		4.5	1	5,167	0.1	31,087	1.4
	元 年度		0.9	223,532	1.0		<b>▲</b> 1.1	37,568	0.3	2,170	20.6		4.9	1	5,203	0.1	31,673	1.4
	2 年度		2.8	225,260	0.8	37,512	▲ 6.0	35,393	<b>1</b> 5.8 <b>1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</b>	3,086	17.5		<b>4</b> .9 <b>▲</b> 6.0		5,203			<b>1</b> .3 <b>△</b> 0.2
	3 年度		1.7	225,741	0.0	36,179	<b>▲</b> 3.6		0.6	1,700	<b>1</b> 7.5 <b>▲</b> 44.9		<b>▲</b> 3.6					<b>▲</b> 0.2
	4月		1.1	222,675	0.6		<b>▲</b> 12.4		<b>▲</b> 0.6	599	3.3		2.6			0.8		2.0
令	5 月		1.1	224,799	0.5		<b>▲</b> 4.5	3,024	▲ 2.1	301	78.1	1,867	<b>▲</b> 5.6					▲ 0.8
	6月		1.4	225,984	0.7	3,655	8.1	2,577	▲ 2.2	289	142.9		1.4		5,206		31,387	▲ 0.3
和	7月		1.8	225,961	0.5	2,994	<b>▲</b> 14.0		<b>▲</b> 7.5	457	215.2	1,993	<b>▲</b> 1.4	1	5,224	1.1	31,471	▲ 0.4
	8月	14,581	2.0	226,104	0.6	2,436	<b>4</b> .0	2,325	▲ 11.2	177	17.2	1,552	<b>▲</b> 9.6	78	5,234	1.2	31,537	▲ 0.2
2	9月	14,575	2.4	226,112	0.6	2,548	▲ 10.3	2,540	▲ 8.3	126	▲ 35.4	1,608	▲ 15.7	78	5,250	1.8	31,675	0.2
	10月	14,595	2.4	225,575	0.4	2,770	▲ 14.2	3,144	▲ 1.5	319	39.3	1,916	<b>▲</b> 4.2	78	5,261	1.9	31,573	▲ 0.1
年	11月	14,611	2.5	225,854	0.5	2,429	<b>▲</b> 7.4	2,117	<b>▲</b> 12.6	175	▲ 15.9	1,378	▲ 11.7	78	5,267	1.9	31,593	▲ 0.2
	12月	14,630	2.6	225,768	0.4	2,259	1.0	2,335	2.4	118	▲ 15.7	1,449	1.5	78	5,274	1.9	31,582	▲ 0.4
度	1月	14,657	2.7	225,367	0.6	2,307	▲ 1.5	2,714	<b>▲</b> 13.2	204	20.7	1,838	<b>▲</b> 14.2	78	5,286	1.9	31,539	▲ 0.3
	2月	14,684	2.6	225,372	0.7	2,300	0.1	2,175	▲ 11.5	144	▲ 32.4	1,469	▲ 10.9	78	5,297	1.8	31,647	▲ 0.1
	3 月	14,717	2.8	225,260	0.8	2,648	<b>▲</b> 1.5	2,735	▲ 8.6	177	<b>▲</b> 42.7	1,741	<b>▲</b> 14.0	78	5,303	1.9	31,607	▲ 0.2
	4月	14,735	2.5	223,878	0.5	5,937	▲ 1.8	6,885	0.6	367	▲ 38.7	4,312	<b>▲</b> 6.7	78	5,286	1.6	31,659	▲ 0.4
令	5 月	14,752	2.2	226,443	0.7	5,027	▲ 1.8	2,541	<b>▲</b> 16.0	147	▲ 51.2	1,592	<b>▲</b> 14.7	78	5,275	1.5	31,498	0.9
	6 月	14,788	2.0	227,418	0.6	3,432	<b>▲</b> 6.1	2,643	2.6	123	▲ 57.4	1,578	<b>▲</b> 4.0	78	5,289	1.6	31,710	1.0
和	7月	14,821	2.0	227,520	0.7	2,708	<b>▲</b> 9.6	2,619	▲ 8.6	141	▲ 69.1	1,688	▲ 15.3	78	5,301	1.5	31,800	1.0
	8月	14,849	1.8	227,340	0.5	2,367	<b>▲</b> 2.8	2,551	9.7	119	▲ 32.8	1,573	1.4	78	5,313	1.5	31,845	1.0
3	9 月	14,818	1.7	227,259	0.5	2,478	▲ 2.7	2,629	3.5	108	<b>▲</b> 14.3	1,630	1.4	78	5,303	1.0	31,816	0.4
	10月	14,841	1.7	226,821	0.6	2,552	<b>▲</b> 7.9	3,040	<b>▲</b> 3.3	157	▲ 50.8	1,812	<b>▲</b> 5.4	78	5,305	0.8	31,818	0.8
年	11月	14,860	1.7	226,932	0.5	2,428	▲ 0.0	2,290	8.2	81	▲ 53.7	1,407	2.1	78	5,313	0.9	31,805	0.7
	12月	14,883	1.8	226,601	0.4	2,115	<b>▲</b> 6.4	2,479	6.2	127	7.6	1,557	7.5	78	5,313	0.7	31,644	0.2
度	1月	14,917	1.8	225,962	0.3	2,282	▲ 1.1	2,939	8.3	92	▲ 54.9	1,830	▲ 0.4	78	5,318	0.6	31,568	0.1
	2 月	14,944	1.8	225,887	0.2	2,265	<b>▲</b> 1.5	2,267	4.2	105	▲ 27.1	1,474	0.3	78	5,324	0.5	31,502	▲ 0.5
	3 月		1.7	225,741		2,588		2,719	<b>▲</b> 0.6		▲ 24.9	1,784			5,332	0.5	31,490	▲ 0.4

<sup>\*1</sup>欄「適用事業所数」、2欄「被保険者数」、7欄「事務組合数」、事務組合委託状況の8欄「事業所数」、9欄「被保険者数」の年度数は、当該年度の年度末(3月)の数値です。

<sup>\*「7</sup>欄事務組合数」は、公共職業安定所の所掌する事務組合の数です。

# <u>雇用保険関係主要指標(給付関係)</u>

山梨労働局職業安定部職業安定課

金額単位·千円

																	<u></u>	領単位:千円
	項目	1		2		3		求	職	者 給	付		4	就 職 促	進給	付	5	
		一般受給資	格	基本手当		—- <del>∫</del>	设被保険者		高年齢継	続被保険者	短期雇用特	持例被保険者	- - 始重	職手当	世田 世田 世田 世田 世田 世 田 世 田 世 田 世 田 世 田 世 日 日 日 日	战支度手当	失業等給付	支給総額
		決定 <u>作</u>	牛数	初回受給者	<b></b>	受給者	(基本手当)		(高年齢)	対職者給付)	(特例-	一時金)		лнv 1 ⊒	L13 / 13 /IVL 4 F	w		
年	度 \	Š	対前年増減率		対前年増減率	実人員	対前年増減率	支給金額	受給者数	支給金額	受給者数	支給金額	支給人員	支給金額	支給人員	支給金額		対前年増減率
	2 4 年度	11,597	0.0	9,987	3.2	3,758	2.2	5,582,041	1,152	241,416	370	69,887	2,439	782,086	63	6,730	9,158,671	4.3
	2 5 年度	10,024	<b>▲</b> 13.6	8,338	▲ 16.5	3,414	▲ 9.2	5,056,966	1,186	247,339	365	68,604	2,382	758,941	96	14,741	8,750,821	<b>▲</b> 4.5
	2 6 年度	9,752	<b>▲</b> 2.7	8,135	▲ 2.4	3,081	▲ 9.8	4,511,754	1,360	291,134	341	63,272	2,532	877,385	91	11,573	8,573,469	▲ 2.0
	27年度	8,702	▲ 10.8	7,101	▲ 12.7	2,693	▲ 12.6	3,994,833	1,328	288,909	310	58,118	2,664	859,616	101	13,539	8,430,548	▲ 1.7
	2 8 年度	8,021	<b>▲</b> 7.8	6,339	▲ 10.7	2,300	▲ 14.6	3,257,912	1,496	327,613	295	55,872	2,334	748,993	46	5,092	7,622,022	<b>▲</b> 9.6
	2 9 年度	7,683	<b>▲</b> 4.2	6,054	<b>▲</b> 4.5	2,168	▲ 5.7	3,079,671	1,554	326,447	301	57,304	2,470	924,162	25	3,781	7,744,578	1.6
	3 0 年度	7,805	1.6	6,000	▲ 0.9	2,149	▲ 0.9	3,130,716	1,783	387,012	292	55,748	2,508	964,723	14	2,193	8,034,302	3.7
	元 年度	8,099	3.8	6,648	10.8	2,315	7.7	3,450,931	2,327	505,350	271	53,053	2,524	996,447	36	6,219	8,743,772	8.8
	2 年度	9,080	12.1	8,076	21.5	3,076	32.9	4,704,579	2,428	518,897	231	45,498	2,169	877,120	54	8,710	10,724,324	22.7
	3 年度	7,529	<b>▲</b> 17.1	6,459	▲ 20.0	2,457	▲ 20.1	3,733,799		517,605	<b></b>	45,243	·	796,371	39	6,535	9,406,511	▲ 12.3
	4月	1,056	2.5		23.0	2,304	1	296,712		60,979		269	70	29,291	3	567	654,429	7.7
令	5 月	1,085	27.8	· '	44.2	2,793	1	339,596		72,433		510	192	76,361	11	1,913	853,264	1.8
	6月	894	36.5		78.8	3,282	1	394,831	270	58,734		348	195	77,378	3	559	806,059	31.2
和	7月	859	22.4	851	52.8	3,532	1	490,468		41,936		98	201	86,713	3	427	1,019,560	33.5
	8月	712	29.2	812	32.5	3,702		448,058		39,592		71	132	50,373	5	761	867,005	21.0
2	9月	632	8.0		41.2	3,634	1	492,830	113	24,346		43	152	64,028	1	165	1,037,489	45.7
_	10月	886	20.4	620	7.1	3,441	42.4	459,009		31,740		47	231	94,188	6	842	990,155	32.3
年	11月	552	<b>▲</b> 4.5	619	<b>▲</b> 13.7	3,189	28.0	378,936		46,519		290	213	88,645	3	487	944,291	21.5
مياير	12月	519	17.2	486	1.0	2,936	1 1	374,124	1	26,358		764	239	94,963	5	850	878,535	27.1
度	1月	636	3.2		<b>▲</b> 6.7	2,790	1 1	368,368		34,753		22,406		62,922	6	919	932,024	14.1
	2月	576 673	▲ 7.4 ▲ 8.1		17.8 <b>▲</b> 13.2	2,668 2,643		313,219 348,428		41,383 40,125		19,270 1,383		80,775 71,482	4	639 579	794,253 947,261	16.7
	4月	1,000	<b>▲</b> 5.3			2,454		311,737		82,591		552	137	50,300		514	800,493	21.9 22.3
令	5月	764	<b>▲</b> 29.6		<b>▲</b> 26.2	2,589	1	307,047		88,450		265	147	63,809	3	562	842,939	<b>▲</b> 1.2
	6月	659	<b>▲</b> 26.3		<b>▲</b> 35.3	2,721	<b>▲</b> 17.1	358,129		45,960		223	200	76,939		403	805,788	<b>▲</b> 0.0
和	7月	560	<b>▲</b> 34.8			2,763	1	348,280		34,692		0	192	73,175		87	826,514	<b>▲</b> 18.9
	8月	543	<b>▲</b> 23.7		<b>▲</b> 33.9	2,758	1	348,118				0	180	70,816		186	751,568	<b>▲</b> 13.3
3	9月	564	<b>▲</b> 10.8		<b>▲</b> 28.4	2,590	1	349,689				1	170	61,045		138	810,513	<b>▲</b> 21.9
	10月	656	<b>▲</b> 26.0		<b>▲</b> 26.9	2,433	1	304,746				2	239	94,865	4	719	769,226	<b>▲</b> 22.3
年	11月	584	5.8		▲ 12.1	2,314	1	279,212				0	193	78,495	1	197	794,243	▲ 15.9
	12月	464	<b>▲</b> 10.6		0.0	2,298	▲ 21.7	297,171	123	26,143		637	169	62,274	5	911	699,455	▲ 20.4
度	1月	596	<b>▲</b> 6.3	441	<b>▲</b> 1.3	2,206	1	275,256	161	35,380	133	25,080	145	52,983	4	591	814,856	▲ 12.6
	2月	546	<b>▲</b> 5.2	515	▲ 8.4	2,182	▲ 18.2	253,854	149	30,411	89	17,574	142	50,581	4	812	647,366	▲ 18.5
	3 月	593	<b>▲</b> 11.9	482	<b>▲</b> 6.4	2,170	▲ 17.9	300,562	162	33,097	4	910	175	61,090	9	1,415	843,550	▲ 10.9

<sup>\*</sup> 受給者実人員の年度数は、年度平均です。また、支給金額の年度累計額は四捨五入のため合わない場合があります。 \* 失業等給付支給総額には、日雇労働求職者給付金は含まれていません。 \*「3求職者給付」のうち、短期雇用特例被保険者(特例一時金)の支給金額には、追加給付分が含まれています。

# 時系列職業紹介統計表

1. 新規求職者数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

山梨労働	局 職業安	定部 職業	安定課
ΩЯ	10日	11 日	19日

T . 1/1/2011	M D 3/ ( ) M	* F9/-3 TILL   12 9 / 1/	/1/96 1	7710	C D D /					P- 7   7   7   793			<u> </u>
西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	3,997	3,985	4,119	3,899	3,958	3,859	3,983	3,894	3,959	3,645	3,764	3,858
2014	26年	3,757	3,001	3,885	3,873	3,725	3,618	3,767	3,803	3,666	3,769	3,992	3,491
2015	27年	3,506	3,622	3,434	3,510	3,614	3,655	3,589	3,504	3,383	3,553	3,487	3,546
2016	28年	3,109	3,569	3,225	3,230	3,241	3,385	3,280	3,190	3,335	3,143	3,244	3,082
2017	29年	3,338	3,248	3,301	3,202	2,929	3,163	3,108	3,244	3,210	2,789	3,191	3,356
2018	30年	3,025	3,120	3,155	3,221	3,139	2,931	2,955	3,202	3,092	3,159	3,054	3,114
2019	31・元年	3,099	3,048	3,138	3,064	3,241	3,255	3,304	3,024	3,082	3,043	3,105	3,402
2020	2年	3,346	3,053	2,966	2,791	2,831	3,216	3,202	3,050	3,006	2,987	2,997	2,878
2021	3年	2,995	3,094	2,916	2,982	2,897	2,761	2,819	2,935	2,884	2,933	2,869	2,814
2022	4年	3,065	2,702	3,136									

<sup>※</sup>季節調整法は、センサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

#### 2. 新規求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

_ · ///// 1// 1//	( ) NI H	3-11-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17-			П 0 /								
西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	4,177	4,424	4,532	4,444	4,867	4,992	4,693	4,891	4,847	4,892	5,092	4,907
2014	26年	5,165	4,482	5,070	5,023	5,098	4,887	5,138	4,853	5,300	4,868	5,074	5,087
2015	27年	5,235	5,034	4,933	4,826	5,031	4,952	5,013	5,049	4,959	5,479	5,284	5,174
2016	28年	4,915	5,192	5,368	5,487	5,642	5,695	5,504	5,724	5,894	5,815	5,930	5,295
2017	29年	6,290	5,979	5,583	6,222	5,936	6,011	6,337	6,239	6,256	6,109	6,336	6,628
2018	30年	6,288	6,172	6,631	6,668	6,151	6,320	6,548	6,484	6,458	6,718	6,327	6,057
2019	31・元年	6,453	6,560	6,248	6,423	6,693	6,464	6,581	6,687	5,987	6,117	5,938	5,965
2020	2年	6,146	5,638	5,140	3,886	4,832	4,841	4,704	4,802	5,068	5,022	5,540	5,365
2021	3年	4,841	5,237	5,770	5,169	5,692	6,166	5,659	5,527	6,068	5,999	5,941	6,235
2022	4年	6,192	5,406	6,579									

<sup>※</sup>季節調整法は、センサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。 ※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は平成30年10月の6, 718人、過去最低数は昭和52年12月の1, 721人

3. 山梨県の新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

91 - 76/11	* > /// / / YOU - 1 < / >			1/20 1 -	7,10	- 11 13 /							
西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	1.05	1.11	1.10	1.14	1.23	1.29	1.18	1.26	1.22	1.34	1.35	1.27
2014	26年	1.37	1.49	1.31	1.30	1.37	1.35	1.36	1.28	1.45	1.29	1.27	1.46
2015	27年	1.49	1.39	1.44	1.37	1.39	1.35	1.40	1.44	1.47	1.54	1.52	1.46
2016	28年	1.58	1.45	1.66	1.70	1.74	1.68	1.68	1.79	1.77	1.85	1.83	1.72
2017	29年	1.88	1.84	1.69	1.94	2.03	1.90	2.04	1.92	1.95	2.19	1.99	1.97
2018	30年	2.08	1.98	2.10	2.07	1.96	2.16	2.22	2.02	2.09	2.13	2.07	1.95
2019	31・元年	2.08	2.15	1.99	2.10	2.07	1.99	1.99	2.21	1.94	2.01	1.91	1.75
2020	2年	1.84	1.85	1.73	1.39	1.71	1.51	1.47	1.57	1.69	1.68	1.85	1.86
2021	3年	1.62	1.69	1.98	1.73	1.96	2.23	2.01	1.88	2.10	2.05	2.07	2.22
2022	4年	2.02	2.00	2.10									

<sup>※</sup>季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は平成2年11月の4.62倍、過去最低倍率は平成21年3月の0.69倍

4. 全国の新	新規求人倍率	萃(李節調	整値;新規	学卒を除る	きパートを含	iむ)							
西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	1.34	1.38	1.38	1.41	1.43	1.47	1.47	1.50	1.50	1.57	1.57	1.59
2014	26年	1.64	1.69	1.63	1.63	1.63	1.65	1.67	1.65	1.66	1.69	1.69	1.75
2015	27年	1.77	1.72	1.76	1.76	1.76	1.79	1.83	1.84	1.86	1.84	1.89	1.89
2016	28年	2.03	1.95	1.95	2.03	2.05	2.01	2.03	2.08	2.10	2.09	2.14	2.16
2017	29年	2.13	2.16	2.14	2.18	2.28	2.24	2.25	2.22	2.26	2.36	2.31	2.40
2018	30年	2.34	2.33	2.37	2.38	2.37	2.45	2.45	2.38	2.47	2.39	2.41	2.41
2019	31・元年	2.45	2.47	2.43	2.48	2.46	2.39	2.38	2.44	2.31	2.41	2.36	2.41
2020	2年	2.07	2.24	2.23	1.87	1.95	1.73	1.73	1.85	1.93	1.80	1.99	2.02
2021	3年	1.99	1.93	1.97	1.90	2.15	2.10	2.03	2.00	2.05	2.03	2.08	2.19
2022	4年	2.16	2.21	2.16									

<sup>※</sup>季節調整法は、センサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

<sup>※</sup>ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

<sup>※</sup>昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は平成21年2月の5,146人、過去最低数は昭和44年3月の1,032人

<sup>※</sup>ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

<sup>※</sup>ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

<sup>※</sup>昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は平成31年4月の2.48倍、過去最低倍率は平成21年5月の0.76倍

1. 有効求	職者数(季節	5調整値;業	所規学卒を	除きパート	を含む)					山梨労働	局 職業安	定部 職業	安定課
西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	16,912	16,649	16,622	16,497	16,492	16,469	16,192	16,037	16,284	15,597	15,420	15,244
2014	26年	15,093	14,207	14,396	14,529	14,810	14,596	14,578	14,621	14,769	14,848	15,125	14,667
2015	27年	14,537	14,541	14,432	14,247	14,083	14,121	14,092	13,962	13,711	13,564	13,487	13,400
2016	28年	13,072	13,270	13,123	13,037	12,811	12,759	12,788	12,756	12,860	12,797	12,731	12,514
2017	29年	12,749	12,757	12,847	12,699	12,548	12,455	12,412	12,508	12,689	12,244	12,336	12,352
2018	30年	12,407	12,334	12,300	12,473	12,560	12,450	12,301	12,350	12,343	12,479	12,596	12,603
2019	31・元年	12,474	12,413	12,459	12,509	12,646	12,775	12,968	12,881	12,813	12,492	12,590	12,778
2020	2年	13,174	13,156	12,940	12,354	12,327	12,683	13,516	14,239	14,353	14,337	14,409	14,004
2021	3年	13,832	13,752	13,497	13,406	13,341	13,248	13,092	13,151	13,030	12,980	12,881	12,828
2022	4年	13,028	12,728	12,976									

- ※季節調整法は、センサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
- ※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。
- ※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は平成21年7月の21,706人、過去最低数は昭和44年2月の3,810人

### 2. 有効求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	10,760	11,170	11,526	11,713	12,258	12,814	12,843	12,721	12,662	12,817	13,123	13,461
2014	26年	13,612	12,992	13,238	13,016	13,576	13,635	13,661	13,453	13,757	13,596	13,668	13,600
2015	27年	13,765	13,881	13,885	13,675	13,321	13,170	13,433	13,687	13,605	13,880	14,090	14,336
2016	28年	13,473	14,001	14,216	14,655	15,121	15,372	15,298	15,503	15,768	15,868	15,815	15,418
2017	29年	16,197	16,548	16,648	17,010	16,811	17,005	16,983	17,241	17,488	17,344	17,684	17,988
2018	30年	18,222	18,125	17,956	18,383	18,425	18,033	18,036	18,382	18,493	18,464	18,339	17,896
2019	31・元年	17,873	18,029	18,027	18,072	18,286	18,706	18,754	18,340	17,941	17,383	16,802	16,796
2020	2年	16,986	16,646	15,445	13,765	12,540	12,586	12,853	13,085	13,304	13,645	13,950	14,319
2021	3年	14,322	14,358	14,965	15,576	15,939	16,146	16,305	16,222	16,235	16,461	16,377	16,455
2022	4年	17,080	16,747	17,245									

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。 ※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は令和元年7月の18,754人、過去最低数は昭和40年12月の5,466人

## 3. 山梨県の有効求人倍率(季節調整値:新規学卒を除きパートを含む)

<u>0. 田木</u> 木	07 H 30170701				WC . 19	- 白む/							
西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	0.64	0.67	0.69	0.71	0.74	0.78	0.79	0.79	0.78	0.82	0.85	0.88
2014	26年	0.90	0.91	0.92	0.90	0.92	0.93	0.94	0.92	0.93	0.92	0.90	0.93
2015	27年	0.95	0.95	0.96	0.96	0.95	0.93	0.95	0.98	0.99	1.02	1.04	1.07
2016	28年	1.03	1.06	1.08	1.12	1.18	1.20	1.20	1.22	1.23	1.24	1.24	1.23
2017	29年	1.27	1.30	1.30	1.34	1.34	1.37	1.37	1.38	1.38	1.42	1.43	1.46
2018	30年	1.47	1.47	1.46	1.47	1.47	1.45	1.47	1.49	1.50	1.48	1.46	1.42
2019	31・元年	1.43	1.45	1.45	1.44	1.45	1.46	1.45	1.42	1.40	1.39	1.33	1.31
2020	2年	1.29	1.27	1.19	1.11	1.02	0.99	0.95	0.92	0.93	0.95	0.97	1.02
2021	3年	1.04	1.04	1.11	1.16	1.19	1.22	1.25	1.23	1.25	1.27	1.27	1.28
2022	4年	1.31	1.32	1.33									

- ※季節調整法は、センサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
- ※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。
- ※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は昭和48年11月の3.79倍、過去最低倍率は平成21年7月、8月の0.39倍

### 4. 全国の有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西曆	和曆	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	0.84	0.85	0.87	0.88	0.90	0.92	0.93	0.95	0.96	0.99	1.01	1.03
2014	26年	1.04	1.06	1.07	1.08	1.09	1.09	1.10	1.10	1.10	1.11	1.12	1.14
2015	27年	1.15	1.16	1.16	1.16	1.18	1.19	1.20	1.22	1.23	1.24	1.26	1.27
2016	28年	1.29	1.30	1.31	1.33	1.35	1.36	1.36	1.38	1.38	1.40	1.41	1.42
2017	29年	1.43	1.45	1.45	1.48	1.49	1.50	1.51	1.52	1.53	1.55	1.56	1.58
2018	30年	1.60	1.59	1.59	1.59	1.60	1.61	1.63	1.63	1.64	1.63	1.63	1.63
2019	31・元年	1.63	1.63	1.62	1.62	1.62	1.60	1.59	1.60	1.59	1.59	1.57	1.57
2020	2年	1.49	1.45	1.39	1.31	1.18	1.12	1.08	1.05	1.04	1.05	1.05	1.06
2021	3年	1.08	1.09	1.10	1.09	1.10	1.13	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17
2022	4年	1.20	1.21	1.22									

- ※季節調整法は、センサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
- ※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。
- ※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は昭和48年11月の1.93倍、過去最低倍率は平成21年8月の0.42倍

# 就業地別

1. 新規求人数(季節調整値:新規学卒を除きパートを含む)

山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西曆	和曆	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	4,644	4,855	4,870	4,850	4,972	5,181	5,022	5,018	5,088	5,108	5,315	5,161
2014	26年	5,546	4,623	5,329	5,627	5,389	5,206	5,470	5,281	5,871	5,294	5,442	5,624
2015	27年	5,548	5,479	5,305	5,392	5,587	5,462	5,483	5,551	5,555	6,162	5,874	5,802
2016	28年	5,530	5,746	6,101	6,184	6,222	6,416	6,286	6,429	6,549	6,485	6,507	6,278
2017	29年	6,809	6,670	6,434	6,963	6,605	6,637	7,195	7,099	7,103	6,942	7,128	7,666
2018	30年	7,081	7,038	7,480	7,788	6,769	7,004	7,351	7,461	7,333	7,510	7,252	6,979
2019	31•元年	7,226	7,421	7,184	7,143	7,410	7,306	6,989	7,592	6,908	6,824	6,757	7,033
2020	2年	6,722	6,429	6,074	4,524	4,986	5,224	5,304	5,209	5,528	5,631	6,127	5,909
2021	3年	5,556	6,003	6,421	5,841	6,145	6,532	6,362	6,305	6,725	6,731	6,695	6,816
2022	4年	7,188	6,359	7,306			·						

- ※季節調整法は、センサス局法 II (X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
- ※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。
- ※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。
- 2. 有効求人数(季節調整値:新規学卒を除きパートを含む)

2. 17/3/1/C	7 7 30 ( T DI II		<u> </u>	,,,,	<u> </u>								
西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	11,904	12,270	12,856	12,690	13,040	13,380	13,541	13,401	13,321	13,297	13,674	14,102
2014	26年	14,409	13,547	14,006	14,101	14,703	14,793	14,764	14,527	14,892	14,870	14,953	14,756
2015	27年	14,949	15,144	15,154	14,933	14,808	14,740	14,955	15,170	15,090	15,467	15,832	16,098
2016	28年	15,304	15,666	16,091	16,625	17,201	17,363	17,466	17,653	17,951	17,982	17,713	17,356
2017	29年	18,087	18,467	18,653	19,105	19,025	19,176	19,388	19,655	20,047	19,854	20,120	20,450
2018	30年	20,651	20,610	20,215	20,970	21,080	20,639	20,554	21,003	20,956	20,923	20,930	20,345
2019	31・元年	20,164	20,350	20,178	20,159	20,573	21,091	20,945	20,547	20,211	19,561	19,076	19,082
2020	2年	19,106	18,803	17,417	15,890	14,225	14,074	14,301	14,570	14,726	15,166	15,618	15,942
2021	3年	15,936	16,147	16,713	17,392	17,813	18,107	18,278	18,185	18,291	18,484	18,405	18,512
2022	4年	19,184	18,948	19,459									

- ※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
- ※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。
- ※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。
- 3. 就業地別新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	1.16	1.22	1.18	1.24	1.26	1.34	1.26	1.29	1.29	1.40	1.41	1.34
2014	26年	1.48	1.54	1.37	1.45	1.45	1.44	1.45	1.39	1.60	1.40	1.36	1.61
2015	27年	1.58	1.51	1.54	1.54	1.55	1.49	1.53	1.58	1.64	1.73	1.68	1.64
2016	28年	1.78	1.61	1.89	1.91	1.92	1.90	1.92	2.02	1.96	2.06	2.01	2.04
2017	29年	2.04	2.05	1.95	2.17	2.26	2.10	2.31	2.19	2.21	2.49	2.23	2.28
2018	30年	2.34	2.26	2.37	2.42	2.16	2.39	2.49	2.33	2.37	2.38	2.37	2.24
2019	31•元年	2.33	2.43	2.29	2.33	2.29	2.24	2.12	2.51	2.24	2.24	2.18	2.07
2020	2年	2.01	2.11	2.05	1.62	1.76	1.62	1.66	1.71	1.84	1.89	2.04	2.05
2021	3年	1.86	1.94	2.20	1.96	2.12	2.37	2.26	2.15	2.33	2.29	2.33	2.42
2022	4年	2.35	2.35	2.33									

- ※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
- ※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。
- ※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。
- ※就業地別求人倍率は、県内の雇用機会の規模をみるためのものです。
- ※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。
- 4. 就業地別有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

4. 机耒地が有効水入信率(学即調金値)利税子卒を除されていておび)													
西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	0.70	0.74	0.77	0.77	0.79	0.81	0.84	0.84	0.82	0.85	0.89	0.93
2014	26年	0.95	0.95	0.97	0.97	0.99	1.01	1.01	0.99	1.01	1.00	0.99	1.01
2015	27年	1.03	1.04	1.05	1.05	1.05	1.04	1.06	1.09	1.10	1.14	1.17	1.20
2016	28年	1.17	1.18	1.23	1.28	1.34	1.36	1.37	1.38	1.40	1.41	1.39	1.39
2017	29年	1.42	1.45	1.45	1.50	1.52	1.54	1.56	1.57	1.58	1.62	1.63	1.66
2018	30年	1.66	1.67	1.64	1.68	1.68	1.66	1.67	1.70	1.70	1.68	1.66	1.61
2019	31·元年	1.62	1.64	1.62	1.61	1.63	1.65	1.62	1.60	1.58	1.57	1.52	1.49
2020	2年	1.45	1.43	1.35	1.29	1.15	1.11	1.06	1.02	1.03	1.06	1.08	1.14
2021	3年	1.15	1.17	1.24	1.30	1.34	1.37	1.40	1.38	1.40	1.42	1.43	1.44
2022	4年	1.47	1.49	1.50									

- ※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
- ※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。
- ※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。
- ※就業地別求人倍率は、県内の雇用機会の規模をみるためのものです。
- ※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

山梨労働局発表令和4年4月26日

 職業安定課長 山 田 一 典

 職業安定課長 山 田 一 典

 地方労働市場情報官 望 月 雄 一

 電 話 055-225-2857 (内線 402 · 407)

# 山梨県の労働市場の動き

[概況]

(令和3年度分)

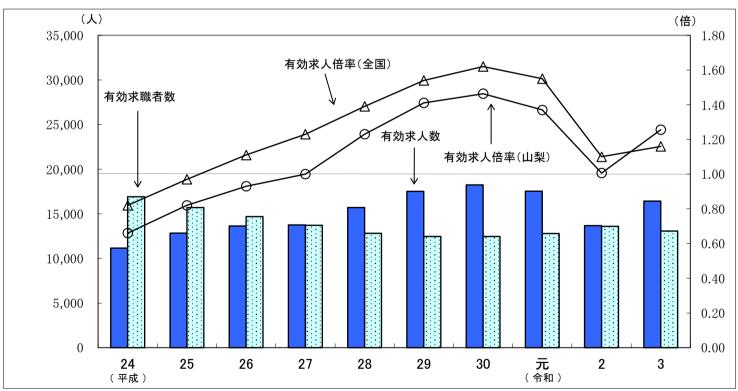
- ○令和3年度平均の有効求人倍率は1.26倍で、前年の1.01倍に比べて0.25 ポイント上昇。
- 〇令和3年度の年間有効求人(月平均)は**16,419人**となり、前年に比べて20.0%(2,738人)増加。
- ○令和3年度の年間有効求職者(月平均)は**13,074人**となり、前年に比べて▲3,8%(519人)減少。

新規求人(年度計)は70,440人となり、前年に比べて17.2%(10,342人)増加となりました。

これを主な産業別でみると、製造業42.2%(3,404人)、情報通信業41.3%(229人)、運輸業,郵便業4.7%(128人)、卸売業,小売業20.5%(1,282人)、学術研究,専門・技術サービス業1.0%(12人)、宿泊業,飲食サービス業23.9%(897人)、生活関連サービス業,娯楽業28.7%(665人)、教育,学習支援業19.9%(276人)、医療,福祉3.8%(544人)、サービス業33.7%(2,870人)は増加となりました。一方、建設業 $\triangle$ 1.4%(85人)は減少となりました。

なお、県内の主要産業である製造業のうち、主力の金属製品製造業56.2%(251人)、はん用機械器具製造業106.4%(317人)、生産用機械器具製造業53.5%(325人)、業務用機械器具製造業70.5%(248人)、電子部品・デバイス・電子回路製造業66.8%(276人)、電気機械器具製造業105.3%(651人)、輸送用機械器具製造業73.1%(261人)は増加となりましたが、食料品製造業▲2.4%(54人)は減少となりました。

企業規模別の状況をみると、29人以下17.2%(6,592人)、30~99人22.4%(3,175人)、100~299人13.8%(692人)、300~499人19.1%(183人) は増加となりましたが、500~999人  $\blacktriangle$ 9.6%(97人)、1,000人以上  $\blacktriangle$ 30.8%(203人) は減少となりました。



項目    年度	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
月間有効求職数	16,910	15,703	14,688	13,706	12,806	12,463	12,469	12,803	13,593	13,074
月間有効求人数	11,151	12,838	13,635	13,741	15,701	17,512	18,245	17,538	13,681	16,419
有効求人倍率	0.66	0.82	0.93	1.00	1.23	1.41	1.46	1.37	1.01	1.26
全国有効求人倍率	0.82	0.97	1.11	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16

- (注)1. 月間有効求人数、月間有効求職者数は月平均。
  - 2. 有効求人倍率は、年度平均。
- ※▲は減少である。
- 3. 文中の産業分類は、平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づくもの。
- 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

# 一 般 職 業 紹 介 状 況(パートを含み、学卒を除く)

/ 項	年 度	令和2年度	前年度比・差	令和3年度	前年度比・差
1	年間有効求職数(人)	163, 117	6. 2	156, 885	<b>▲</b> 3.8
	うち45歳以上の者	88, 662	10.9	85, 578	<b>▲</b> 3.5
	うち55歳以上の者	54, 159	10. 2	53, 308	<b>▲</b> 1.6
2	新規求職申込件数(件)	36, 079	<b>▲</b> 3.5	35, 022	<b>▲</b> 2.9
	うち45歳以上の者	18, 923	<b>▲</b> 1.3	18, 494	<b>▲</b> 2.3
	うち55歳以上の者	11, 739	<b>▲</b> 1.7	11, 693	▲ 0.4
3	年間有効求人数(人)	164, 175	▲ 22.0	197, 028	20. 0
4	新規求人数(人)	60, 098	▲ 18.5	70, 440	17. 2
5	就職件数(件)	11, 839	▲ 8.0	11, 609	<b>▲</b> 1.9
	うち45歳以上の者	6, 171	<b>▲</b> 7.2	6, 325	2. 5
	うち55歳以上の者	3, 424	<b>▲</b> 12. 1	3, 660	6. 9
6	紹介件数(件)	40, 880	<b>▲</b> 9.0	37, 697	<b>▲</b> 7.8
7	有効求人倍率(3/1)(倍)	1. 01	▲ 0.36	1. 26	0. 25
8	新規求人倍率(4/2)(倍)	1. 67	▲ 0.30	2. 01	0. 34
9	就職率(5/2×100)(%)	32. 8	<b>▲</b> 1.6	33. 1	0.3
10	充足率(5/4×100) (%)	19. 7	2. 2	16. 5	<b>▲</b> 3. 2

<sup>(</sup>注) 10欄充足率は就職件数を充足数とみなします。

ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した 就職件数等が含まれている。

<sup>▲</sup>は減少です。

# 産業別新規求人数の推移 (年度計)

項目	令和2年度	令和3年度					
産業名	実数	実数	前年度比(%)	前年度差(人)			
A, B 農, 林, 漁業(01~04)	952	1,093	14.8	141			
C 鉱業,採石業,砂利採取業(05)	36	44	22.2	8			
D 建設業(06~08)	5,909	5,824	<b>▲</b> 1.4	<b>▲</b> 85			
(06 総合工事業)	3,941	3,732	<b>▲</b> 5.3	<b>▲</b> 209			
E 製造業(09~32)	8,065	11,469	42.2	3,404			
09 食料品製造業	2,222	2,168	<b>▲</b> 2.4	<b>▲</b> 54			
10 飲料・たばこ・飼料製造業	357	478	33.9	121			
11 繊維工業	242	211	<b>▲</b> 12.8	▲ 31			
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	50	75	50.0	25			
13 家具•装備品製造業	82	125	52.4	43			
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	171	252	47.4	81			
15 印刷•同関連業	104	131	26.0	27			
16 化学工業	128	172	34.4	44			
17 石油製品•石炭製品製造業	0	0	_	0			
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	476	586	23.1	110			
19 ゴム製品製造業	9	30	233.3	21			
21 窯業・土石製品製造業	273	363	33.0	90			
22 鉄鋼業	62	132	112.9	70			
23 非鉄金属製造業	154	223	44.8	69			
24 金属製品製造業	447	698	56.2	251			
25 はん用機械器具製造業	298	615	106.4	317			
26 生産用機械器具製造業	607	932	53.5	325			
27 業務用機械器具製造業	352	600	70.5	248			
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	413	689	66.8	276			
29 電気機械器具製造業	618	1,269	105.3	651			
30 情報通信機械器具製造業	197	438	122.3	241			
31 輸送用機械器具製造業	357	618	73.1	261			
20,32 その他の製造業	446	664	48.9	218			
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)	25	26	4.0	1			
G 情報通信業(37~41)	555	784	41.3	229			
H 運輸業,郵便業(42~49)	2,717	2,845	4.7	128			
I 卸売業, 小売業(50~61)	6,247	7,529	20.5	1,282			
J 金融業,保険業(62~67)	238	264	10.9	26			
K 不動産業, 物品賃貸業(68~70)	559	733	31.1	174			
L 学術研究, 専門・技術サービス業(71~74)	1,163	1,175	1.0	12			
M 宿泊業, 飲食サービス業(75~77)	3,755	4,652	23.9	897			
N 生活関連サービス業,娯楽業(78~80)	2,316	2,981	28.7	665			
O 教育, 学習支援業(81,82)	1,388	1,664	19.9	276			
P 医療, 福祉(83~85)	14,424	14,968	3.8	544			
Q 複合サービス事業(86,87)	387	486	25.6	99			
R サービス業(他に分類されないもの)(88~96)	8,528	11,398	33.7	2,870			
S. T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97,98,99)	2,834	2,505	<b>▲</b> 11.6	▲ 329			
合 計	60,098	70,440	17.2	10,342			
29人以下	38,273	44,865	17.2	6,592			
30~99人	14,195	17,370	22.4	3,175			
100~299人	5,002	5,694	13.8	692			
300~499人	956	1,139	19.1	183			
500~999人	1,012	915	<b>▲</b> 9.6	<b>▲</b> 97			
1,000人以上	660	457	<b>▲</b> 30.8				

<sup>(</sup>注)① 新規学卒者を除きパートタイムを含む原数値。 ② 平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの ③ ▲は減少である。

#### 業 整 備状況

年度報

【前年(同月)比】(件、人、%)

			合	計				沢		ŧ	見模別(件数)			中高
	項目	件 数	対前年 増減率	人員	対前年 増減率		整理人員	倒 件数	産	29人	30~		人000	年齢
<u> 77.</u>	成26年度	48		) 1,701 (	74.8)	件数	人 貝 1,492	<u>  1午剱  </u>   5	人員 209	<u>以下</u> 22	99人 9	499人 11	<u>以上</u> 6	者数 1,134
	成27年度	50			<b>▲</b> 43.1 )	37	490	13	478	27	15	8	0	486
平	成28年度	30	( <b>▲</b> 40.0 )	497 (	<b>▲</b> 48.7 )	26	366	4	131	19	7	3	1	256
平	成29年度	27	( ▲ 10.0 )	767 (	54.3)	24	574	3	193	17	5	3	2	520
平	成30年度	23	<b>(</b> ▲ 14.8 )	446 (	<b>▲</b> 41.9 )	19	394	4	52	10	8	3	2	276
令	和元年度	36	( 56.5)	494 (	10.8)	34	458	2	36	29	5	2	0	340
令	和2年度	74	( 105.6 )	1163 (	135.4)	72	1,091	2	72	38	20	16	0	795
令	和3年度	31	( ▲ 58.1 )	475 (	<b>▲</b> 59.2 )	28	430	3	45	19	8	3	1	309
	4月	6	( 100.0 )	159 (	297.5)	6	159	0	0	3	2	1	0	116
	5月	17	( 750.0 )	198 (	304.1)	15	126	2	72	11	4	2	0	121
	6月	9	( 125.0 )	128 (	341.4)	9	128	0	0	6	2	1	0	69
令	7月	5	( 400.0 )	61 (	238.9)	5	61	0	0	3	0	2	0	32
和	8月	3	( 50.0 )	32 (	100.0)	3	32	0	0	3	0	0	0	28
2	9月	5	( 150.0 )	) 88 (	252.0)	5	88	0	0	0	2	3	0	79
年	10月	6	( 200.0 )	97 (	234.5)	6	97	0	0	2	3	1	0	66
度	11月	6	( 50.0 )	145 (	229.5)	6	145	0	0	2	2	2	0	103
	12月	3	( 50.0 )	27 (	28.6)	3	27	0	0	1	1	1	0	18
	1月	3	( <b>▲</b> 57.1 )	65 (	<b>▲</b> 44.4 )	3	65	0	0	2	1	0	0	45
	2月	8	( 166.7)	129 (	108.1)	8	129	0	0	5	1	2	0	90
	3月	3	( ▲ 25.0 )	34 (	<b>▲</b> 22.7 )	3	34	0	0	0	2	1	0	28
	4月	2	( ▲ 66.7)	21 (	<b>▲</b> 86.8 )	2	21	0	0	2	0	0	0	11
	5月	2	( ▲ 88.2 )	26 (	<b>▲</b> 86.9 )	2	26	0	0	2	0	0	0	18
	6月	3		60 (	<b>▲</b> 53.1 )	2	49	1	11	2	0	1	0	50
令	7月	3					22	1	14	2	1	0	0	22
和	8月	3					35	0	0	2	0	0	1	29
3	9月	4			<b>▲</b> 52.3 )		22	1	20	2	2	0	0	28
年	10月	2					16	0	0	2	0	0	0	15
度	11月	5					91	0	0	2	2	1	0	47
	12月	2					25		0	2	0	0	0	5
	1月	0					0	0	0	0	0	0	0	0
	2月	4			<b>▲</b> 14.7 )		110	0	0	1	2	1	0	74
	3月	1	( ▲ 66.7)	13 (	<b>▲</b> 61.8 )	1	13	0	0	0	1	0	0	10

<sup>(</sup>注) 県内の公共職業安定所を通じて、5人以上の解雇・雇止めについて事業所からの任意の届出により把握した状況です。 企業整備が複数月に亘って実施される場合は、開始月に一括して計上しています。

<sup>※▲</sup>は、減少である。 ※(-)は前年同月の数値が「0」のため計算不可。
※令和3年度の数値は、令和4年3月迄の合計であり、「対前年増減率」の数値は、令和2年度との比較。

<sup>※</sup>届出の状況により数値が変更となる場合があります。

<sup>◆</sup>企業整備状況を前年度比でみると、件数は31件(58.1%)減少、企業整備人員は475人(59.2%)減少となりました。 企業整備人員475人のうち、男性が241人(50.7%)、女性が234人(49.3%)です。 年齢構成では、45歳以上の中高年齢者層は309人(65.0%)です。